

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	採用日から令和 7 年 3 月 31 日まで
職 種	チーム型学校補助員
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	障がい者は 3 人 1 組のチームで主に次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便物の仕分け・発送作業、敷地内の除草、樹木や植栽の整枝手入れ、校内の清掃等環境整備、図書の整理、資料の整理
応募資格	次に掲げる要件のうちいずれかに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳（等級が 1 級から 6 級までのものに限る。）の交付を受けている者 ・ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
勤務日及び勤務時間	1 週間につき 30 時間を限度とし、勤務時間については、校長が割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 技能労務職員給料表 1 級 8 号給から同表 1 級 16 号給までの各号給の額に基づき、1 年目は、月額 120,216 円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・ 通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・ 期末・勤勉手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、勤務期間により異なる。
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・ チーム型学校補助員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・ 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・ 秘密を守る義務（同法第 34 条） ・ 職務に専念する義務（同法第 35 条） ・ 政治的行為の制限（同法第 36 条） ・ 争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○応募期間 令和 6 年 8 月 28 日（水）～令和 6 年 9 月 13 日（金）土日祝日除く
 ただし、応募多数の場合は 9 月 13 日より前に締め切ることがあります。

○問い合わせ先

愛媛県立新居浜西高等学校 事務課 山下 哲 愛媛県新居浜市宮西町 4 番 46 号

Tel 0897-37-2735 Fax 0897-37-5751